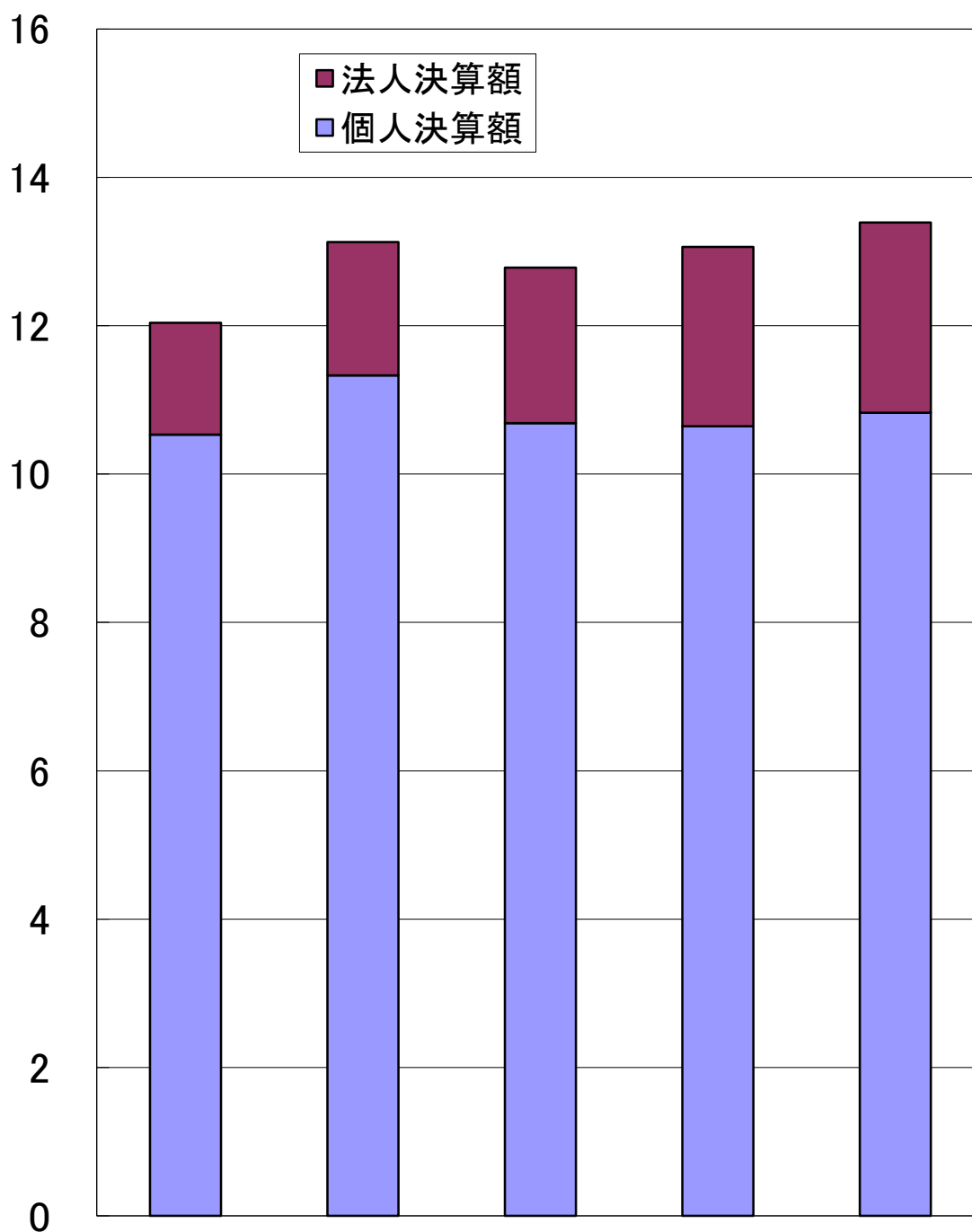


Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計	1,203,954	1,312,664	1,278,396	1,306,183	1,339,174
個人決算額	1,053,049	1,132,934	1,068,824	1,064,324	1,082,762
法人決算額	150,905	179,730	209,572	241,859	256,412

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所がある人

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額：・総所得金額　・山林所得の金額　・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額　・長期譲渡所得の金額　・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額　・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除：・雑損控除額　・医療費控除額　・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額　・生命保険料控除額　・地震保険料控除額
・障害者控除額　・寡婦(寡夫)控除額　・勤労学生控除額　・配偶者控除額
・配偶者特別控除額　・扶養控除額　・基礎控除額
- ③課税標準額：・課税総所得金額　・課税山林所得金額　・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額　・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額　・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額　・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

- ① 旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

A 支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

- ② 新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

B 支払った保険料が

(ア)12,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)12,000円を超え32,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 6,000$ 円

(ウ)32,000円を超え56,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 14,000$ 円

(エ)56,000円を超える場合：28,000円

③ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合

C 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

・地震保険料控除

① 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2

(イ)50,000 円を超える場合：25,000 円

② 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500 円

(エ)15,000 円を超える場合：10,000 円

③ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ① に準じて計算した金額)＋

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で ② に準じて計算した金額)

＝限度額：25,000 円

・障害者控除：一人につき：26万円

特別障害者の場合：30万円

同居特別障害者の場合：53万円

・寡婦（寡夫）控除：26万円（特定寡婦の場合：30万円）

・勤労学生控除：26万円

・配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者（70歳以上）：38万円

・配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人は、配偶者特別控除は受けられません。

配偶者の所得金額	配偶者控除	配偶者特別控除額
380,001～449,999	該当しません	330,000
450,000～499,999		310,000
500,000～549,999		260,000
550,000～599,999		210,000
600,000～649,999		160,000
650,000～699,999		110,000
700,000～749,999		60,000
750,000～759,999		30,000
760,000～		0

（単位：円）

・扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

※ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

3. 税 率

（1）均等割：町民税3,500円・県民税1,500円（標準課税）

※特例により平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。

（2）所得割

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合 計	町民税	県民税
一 律	10%	6 %	4 %

② その他の税率

課税所得の種類	合 計	町民税	県民税
土地、建物等の長期譲渡所得	5 %	3 %	2 %
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4 % 5 %	2,000 万円以下の部分 2.4% 2,000 万円超の部分 3%	2,000 万円以下の部分 1.6% 2,000 万円超の部分 2%
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4 % 5 %	6,000 万円以下の部分 2.4% 6,000 万円超の部分 3%	6,000 万円以下の部分 1.6% 6,000 万円超の部分 2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9 %	5.4%(国等に対する譲渡 3%)	3.6%(国等に対する譲渡 2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5 %	3 %	2 %
株式等に係る譲渡所得等	5 %	3 %	2 %
先物取引等に係る雑所得等	5 %	3 %	2 %

（注1）源泉徴収口座による申告不要の特例

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例……………(所得金額)－(所得控除額)＝(課税所得金額)
 (課税所得金額)×税率－税額控除＝所得割額

○複数の所得がある方

- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額
- ③ 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額
- ④ 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額
- ⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額
- ⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額
- ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦－調整控除額－配当控除額－住宅借入金等特別税額控除額－寄附金税額控除)－外国税額控除額＝所得割額

- ⑧ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額－配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

4. 税額控除

(1) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次のいずれか少ない金額の 5% (町民税 3%、県民税 2%)

イ. 5 万円(基礎控除分)に所得税との人的控除額(基礎控除以外の部分)の差の合計額を加算した金額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
 {①イ－(①ロ－200 万円)}の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円

個人住民税と所得税の人的控除額の差 (単位: 万円)

控 除 の 種 類	住民税	所得税	差 額
障害者控除	2 6	2 7	1
特別障害者(身体上1～2級)	3 0	4 0	1 0
同居特別障害者	5 3	7 5	2 2
寡婦(寡夫)控除	2 6	2 7	1
特定寡婦(所得 500 万円以下、子有)	3 0	3 5	5
勤労学生控除(所得 65 万円以下)	2 6	2 7	1
配偶者控除(所得 38 万円以下)	3 3	3 8	5
老人控除対象配偶者(70 歳以上)	3 8	4 8	1 0
配偶者特別控除(所得 76 万円未満)	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	3 3	3 8	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	3 3	3 6	3
扶養控除(所得 38 万円以下)	3 3	3 8	5
特定扶養親族(16 歳～22 歳)	4 5	6 3	1 8
老人扶養親族(70 歳以上)	3 8	4 8	1 0
同居老親等扶養親族(70 歳以上)	4 5	5 8	1 3
基礎控除	3 3	3 8	5

(2) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種 類		1,000 万円 以下の部分		1,000 万円 超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の 1、2 のうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額

2 次の表により算出した額

居住開始年月日	～平成 26 年 3 月末	平成 26 年 4 月 1 日～平成 33 年 12 月末 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 136,500 円)

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 % である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(4) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(5) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3 年間の繰越控除が認められています。

(6) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の 4 月 1 日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた 金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：その年の1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人が対象となります。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

①普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～ 6月30日	8月16日～ 8月31日	10月16日～ 10月31日	翌年1月16日～ 1月31日

②給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

③年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

■ 法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割(標準税率): 課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度
	12.3%	9.7%

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年 度 区 分		26		27		28		29		30	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均 等 割 の み	424	1,486	361	1,265	180	632	213	746	203	711
	均等割＋所得割	2,641	340,377	2,395	256,660	1,489	178,042	1,492	176,806	1,477	183,027
	計	3,065	341,863	2,756	257,925	1,669	178,674	1,705	177,552	1,680	183,738
年金特別徴収	均 等 割 の み	350	1,225	355	1,243	388	1,358	361	1,264	391	1,369
	均等割＋所得割	1,673	76,372	1,697	74,908	1,798	80,339	1,888	84,219	1,897	83,338
	計	2,023	77,597	2,052	76,151	2,186	81,697	2,249	85,483	2,288	84,707
給与特別徴収	均 等 割 の み	191	668	224	784	372	1,302	377	1,320	352	1,232
	均等割＋所得割	5,199	695,892	5,466	722,126	6,346	790,790	6,342	797,243	6,354	801,653
	計	5,390	696,560	5,690	722,910	6,718	792,092	6,719	798,563	6,706	802,885
合 計	均 等 割 の み	965	3,379	940	3,292	940	3,292	951	3,330	946	3,312
	均等割＋所得割	9,513	1,112,641	9,558	1,053,694	9,633	1,049,171	9,722	1,058,268	9,728	1,068,018
	計	10,478	1,116,020	10,498	1,056,986	10,573	1,052,463	10,673	1,061,598	10,674	1,071,330
特別徴収義務者(給与分)		2,559		2,703		3,239		3,219		3,203	
特別徴収義務者(年金分)		7		7		6		6		6	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

資料：課税状況等調書第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	26			27			28			29			30		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	866,932	77.6	△ 1.1	875,114	82.7	0.9	873,330	82.9	△ 0.2	881,989	83.0	1.0	884,370	82.5	0.3
営 業 等 所 得 者	30,506	2.7	△ 18.7	32,979	3.1	8.1	29,378	2.8	△ 10.9	30,554	2.9	4.0	30,820	2.9	0.9
農 業 所 得 者	1,383	0.1	△ 14.0	872	0.1	△ 36.9	1,610	0.2	84.6	1,720	0.2	6.8	2,426	0.2	41.0
そ の 他 の 所 得 者	217,199	19.5	69.1	148,021	14.0	△ 31.9	148,145	14.1	0.1	147,335	13.9	△ 0.5	153,714	14.3	4.3
計	1,116,020	100	6.9	1,056,986	100	△ 5.3	1,052,463	100	△ 0.4	1,061,598	100	0.9	1,071,330	100	0.9

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	26			27			28			29			30		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給 与 所 得 者	7,772	74.2	△ 0.4	7,818	74.5	0.6	7,847	74.2	0.4	7,881	73.8	0.4	7,900	74.0	0.2
営 業 等 所 得 者	334	3.2	△ 4.6	343	3.3	2.7	330	3.1	△ 3.8	336	3.1	1.8	321	3.0	△ 4.5
農 業 所 得 者	22	0.2	△ 12.0	18	0.2	△ 18.2	26	0.2	44.4	28	0.3	7.7	31	0.3	10.7
そ の 他 の 所 得 者	2,350	22.4	4.2	2,319	22.1	△ 1.3	2,370	22.4	2.2	2,428	22.7	2.4	2,422	22.7	△ 0.2
計	10,478	100	0.4	10,498	100	0.2	10,573	100	0.7	10,673	100	0.9	10,674	100	0.0

資料：課税状況等調書第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	26			27			28			29			30		
	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	22,251,916	81.7	△ 1.4	22,454,453	81.7	0.9	22,568,555	81.8	0.5	22,887,927	82.0	1.4	23,085,308	81.9	0.9
営 業 等 所 得 者	810,230	3.0	△ 13.4	856,837	3.1	5.8	794,581	2.9	△ 7.3	813,389	2.9	2.4	811,349	2.9	△ 0.3
農 業 所 得 者	36,466	0.1	△ 18.5	27,716	0.1	△ 24.0	49,661	0.2	79.2	48,595	0.2	△ 2.1	71,396	0.3	46.9
そ の 他 の 所 得 者	3,831,646	14.1	△ 0.2	3,752,831	13.7	△ 2.1	3,843,662	13.9	2.4	3,779,673	13.5	△ 1.7	3,779,685	13.4	0.0
分 離 課 税 者	309,916	1.1	136.5	391,434	1.4	26.3	325,245	1.2	△ 16.9	380,639	1.4	17.0	438,413	1.6	15.2
計	27,240,174	100	△ 1.0	27,483,271	100	0.9	27,581,704	100	0.4	27,910,223	100	1.2	28,186,151	100	1.0

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・％)

年 度 区 分	26		27		28		29		30	
	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比
雑 損 控 除	0	皆減	825	皆増	382	△ 53.7	0	△ 100.0	1,337	皆増
医 療 費 控 除	233,341	1.5	225,557	△ 3.3	234,020	3.8	249,221	6.5	269,677	8.2
社 会 保 険 料 控 除	4,639,701	1.5	4,743,109	2.2	4,847,946	2.2	4,968,910	2.5	5,052,126	1.7
小規模企業共済掛金控除	45,897	2.9	45,190	△ 1.5	49,763	10.1	57,155	14.9	59,936	4.9
生 命 保 険 料 控 除	294,741	4.2	303,375	2.9	310,417	2.3	317,889	2.4	321,477	1.1
地 震 保 険 料 控 除	22,916	△ 0.9	23,228	1.4	23,680	1.9	24,762	4.6	25,750	4.0
寄 附 金 控 除										
障 害 者 控 除 (普通・特別の計)	92,960	0.4	92,960	94,440	94,480	1.6	94,220	△ 0.3	96,860	2.8
寡 婦 控 除 (一般・特別の計)	40,940	2.4	40,940	42,220	42,820	4.6	46,440	8.5	49,440	6.5
寡 夫 控 除	6,500	△ 10.7	6,500	6,500	5,980	△ 8.0	5,460	△ 8.7	7,020	28.6
勤 労 学 生 控 除	0	0.0	0	0	0	0.0	520	0.0	0	0.0
配 偶 者 控 除 (一般・老人の計)	993,870	△ 3.7	993,870	977,320	944,100	△ 5.0	943,680	△ 0.0	915,300	△ 3.0
配 偶 者 特 別 控 除	72,620	9.1	72,620	77,340	82,170	13.2	76,940	△ 6.4	57,380	△ 25.4
扶 養 控 除 (一般・特定・老人・同老の計)	610,120	0.4	610,120	606,930	575,430	△ 5.7	587,120	2.0	596,330	1.6
同居特別障害加算分	17,940	△ 6.0	17,940	16,330	17,250	△ 3.8	17,480	1.3	16,100	△ 7.9
基 礎 控 除	3,139,290	0.7	3,139,290	3,154,140	3,178,890	1.3	3,208,260	0.9	3,210,240	0.1
合 計	10,210,836	0.7	10,315,524	1.0	10,407,328	0.9	10,598,057	1.8	10,678,973	0.8

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

※ 平成24年度課税分から控除対象扶養親族が16才以上の者になりました。

資料：課税状況等調査第58表

7. 平成30年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	502	1,757			7,398	25,893	856,720	7,900	884,370
営 業 等 所 得 者	51	179			270	945	29,696	321	30,820
農 業 所 得 者	3	11			28	98	2,317	31	2,426
そ の 他 の 所 得 者	390	1,365			2,032	7,112	145,237	2,422	153,714
合 計	946	3,312	0	0	9,728	34,048	1,033,970	10,674	1,071,330

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

年 度 区 分		26	27	28	29	30
人 口 1 人 当 り		52,019	49,621	49,757	50,370	51,155
一 世 帯 当 り		117,180	110,506	109,711	109,330	108,975
普 通 徴 収 1 人 当 り		111,538	93,587	107,054	104,136	109,368
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り		38,357	37,111	37,372	38,001	37,022
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		129,232	127,049	117,905	118,851	119,726
納 税 義 務 者 1 人 当 り		106,511	100,685	99,542	99,466	100,368
各年の 7月1日現在	人 口	21,454	21,301	21,152	21,076	20,943
	世 帯 数	9,524	9,565	9,593	9,710	9,831

※ 平成30年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

9. 平成30年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者		そ の 他 の 所 得 者		分 離 課 税 所 得 者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	67	13,372	4	803	2	190	23	5,061	41	681,606	137	701,032
10万円を超え 100万円以下	2,019	1,231,536	96	49,017	12	6,587	1,139	614,668	24	127,836	3,290	2,029,644
100万円を超え 200万円以下	2,257	3,286,975	74	109,756	5	7,471	460	632,058	12	42,046	2,808	4,078,306
200万円を超え 300万円以下	1,337	3,269,894	43	108,489	4	9,842	113	278,849	17	151,494	1,514	3,818,568
300万円を超え 400万円以下	670	2,310,933	17	58,979	1	3,093	27	89,912	7	46,274	722	2,509,191
400万円を超え 550万円以下	496	2,272,092	6	27,698	3	12,570	25	117,724	12	146,920	542	2,577,004
550万円を超え 700万円以下	138	847,607	9	57,799	0	0	13	80,006	6	40,726	166	1,026,138
700万円を超え 1, 000万円以下	69	571,231	4	36,223	0	0	6	49,346	2	38,945	81	695,745
1, 000万円を 超える金額	49	913,261	5	61,769	0	0	5	86,963	4	123,372	63	1,185,365
合 計	7,102	14,716,901	258	510,533	27	39,753	1,811	1,954,587	125	1,399,219	9,323	18,620,993

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額（現年課税分）の推移

（単位：人・千円・％）

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
納 税 義 務 者	461	502	525	529	549
均 等 割 額	52,180	64,181	64,226	72,458	71,172
法 人 税 割 額	98,771	115,933	146,068	171,705	183,613
合 計	150,951	180,114	210,294	244,163	254,785
対 前 年 増 減 率	41.7	19.3	16.8	16.1	4.4

資料：町税決算の概要

11. 平成29年度法人町民税月別調定額（現年課税分）

（単位：千円）

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	4,802	2,456	7,258
5	12,229	22,577	34,806
6	10,628	41,186	51,814
7	5,829	6,263	12,092
8	5,080	9,000	14,080
9	2,758	751	3,509
10	6,011	26,648	32,659
11	10,744	23,752	34,496
12	1,132	8,856	9,988
1	1,340	1,805	3,145
2	3,290	1,246	4,536
3	7,329	39,073	46,402
合 計	71,172	183,613	254,785

12. 法人の設立状況

(平成29年度)

法 人 等 の 区 分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本 の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人 等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内 に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政 令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5 号において「従業者数の合計数」という。)が50人 を超えるもの	4
資本等の金額が10億円を超え50億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者 数の合計数が50人以下であるもの	73
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	3
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	62
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	5
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	90
資本等の金額が1千万円以下である法人で従 業者数の合計数が50人を超えるもの	1
前各号に掲げる法人以外の法人	410
計	649

資料：課税状況調書第1表